

感染対策指針

株式会社 石谷

1. 総則

株式会社石谷が運営する各事業所において、感染症や食中毒が発生又は蔓延しないように、必要な措置を講ずるための体制を整備することを目的に、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止の為に指針を定め、利用者及び職員の安全確保を図ることとする。

2. 体制

(1) 感染症対策委員会の設置

ア 目的

各事業所内の感染症及び食中毒の発生や発生時の感染拡大を防止する為に、感染症対策委員会を設置する。

イ 感染症対策委員会の構成

感染症対策委員会は、次に掲げる者で構成する。
また、担当者は感染症対策委員会の部長とする。

職 種	役 割
施設長 ホーム長 管理者	自施設全体の管理
看護職員	医療の提供と感染対策の立案・実施
介護職員	介護現場における感染宅柵の実施
栄養士	感染対策時の栄養管理及び食事の提供
生活相談員	入居者及び家族の相談・対応・生活支援
事務長	情報収集と各所への連絡・報告

ウ 感染症対策委員会の開催

委員会は3か月毎に定期的に開催する。又、感染症発生時には、必要に応じて随時開催する。委員会の活動内容は次の通りとする。

- ・各事業所内の具体的な感染対策を策定する。
- ・各事業所の指針・マニュアル等を作成する。
- ・各職員への研修等を企画・立案する。
- ・入居者の感染症既往歴等の状態を把握する。
- ・入居者・職員の健康管理の把握に努める。
- ・感染症の発生時に適切な対応をするとともに、各部署の職員に指示する。
- ・その他、必要な事項

(2) 職員研修の実施

各事業所の職員に対し、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及、啓発するとともに衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を目的とした「感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修」を感染対策委員会の企画により、以下の通り実施する。

- ア 定期的な研修（年1回以上）及び訓練（シミュレーション）の実施
- イ 新規採用時の感染対策の基礎知識研修
- ウ 必要に応じて随時開催する研修や対応の周知及び外部研修会等への参加

3. 平常時の対応

- (1) 事業所の感染症対策マニュアルに沿って、手洗いの徹底等、感染対策に努める。各マニュアルは各事業所共通のものとして整備し、職員に周知徹底し必要に応じて見直すものとする。

4. 発生時の対応

- (1) 各事業所内で感染症が発生した時は、委員会が中心となり、発生の原因の究明、改善策の立案、対策を実施する。その内容及び対策について、感染委員会及び全職員に周知する。
- (2) 感染症発生の原因究明の為、周辺地域の感染情報を収集・把握し、迅速な対応がとれるよう感染症に関わる情報管理を行う。
- (3) 報告が義務付けられているものについては、迅速に市町村等の担当部局に報告するとともに、地域保健所にも対応を相談する。

5. その他

- (1) 本指針及び感染症対策に関するマニュアル等は感染症対策委員会において定期的に見直し、必要に応じて改定を行う。

(附則)

本指針は、令和3年6月1日より施行する。